

苫小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する工事並びに設計(監理を含む。)、測量及び地質調査の委託業務(以下「工事等」という。)の予定価格の積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象工事等)

第2条 予定価格の積算内訳を公表する工事等は、一般競争入札又は指名競争入札により財政部契約課が入札を実施する工事等で、予定価格が200万円を超えるものとする。

(公表の内容)

第3条 財政部契約課は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める予定価格の積算内訳に係る内容を公表することとする。

- (1) 工事契約 事業・工事区分、工種及び種別ごとの数量及び金額
- (2) 委託業務契約 業種区分、項目、工種及び種別ごとの数量及び金額

(公表の時期)

第4条 予定価格の積算内訳は、工事等の契約を締結した後、速やかに公表する。

2 工事等担当課は、工事等の契約を締結した後、速やかに予定価格の積算内訳の公表に必要な情報を財政部契約課に電子データにより送付することとする。

(公表の方法等)

第5条 予定価格の積算内訳の公表は、財政部契約課のホームページで行うものとする。

2 前項による公表の期間は、工事等の契約を締結した日の属する年度末から1年間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する試行実施要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。